







藤沢○丁目○○○○○○○○○○○○○○○○換地○○○○○駐車場入口(社)○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○社員・○○○○○作成図 藤沢市長山本  
捷雄 公簿から減処置行為の詳細』に該当する文書』及び本件請求文書6  
に係る『平成14年8月○○○○土地家屋調査士狹隘道路申請に於ける  
査定審査書類』に該当する文書』についての理由

該当する文書は作成された事実がなく不存在であるため。

- (エ) 本件請求文書2に係る「土地境界査定願」及び「承諾書」、本件請求文書7に係る「承諾書」及び「印鑑登録証明書」並びに本件請求文書5に係る「後退地等寄附・売買・使用貸借の協議申出書」及び「土地売買契約書」の印影についての理由

個人に関する情報であって、公開した場合、偽造による被害など個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第6条第1号に該当するため。

- (オ) 本件請求文書3に係る「廃道敷払下げ願」並びに本件請求文書6に係る「後退地等寄附・売買・使用貸借の協議申出書」及び「道路敷寄附申出書」の氏名欄の印影

公開された場合、当該情報を知り得た者が偽造し悪用するなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第6条第2号に該当するため。

- (カ) 本件請求文書4に係る「H2. 7. 2○○○○○土地家屋調査士作成図の行政認識」についての理由

当該図面は個人所有地の個人の事由による分筆図につき、図面作成に係る行政文書は作成された事実がなく不存在であるため。

- (3) 異議申立人は同年4月21日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。  
(4) 実施機関は同年5月9日付けで、藤沢市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に対し、条例第18条の規定により、本件異議申立てについて諮問した。

### 3 異議申立人の主張要旨

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消すとの決定を求める、というものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び口頭意見陳述によると、異議申立ての理由は次のとおりである。

ア 本件請求文書1に係る「土地境界確認承諾書」について

藤沢市道登記履歴によれば、S36年に〇〇〇〇〇〇として現善行445号線を登記し、S42年藤沢市建設部用地課〇〇〇〇図を届出、次いで翌S43年〇〇〇〇〇〇を〇〇〇〇図が届出している。注意点は陥没した市道域まで作図、引き算で全体を求積し、翌S44年所有者〇〇〇〇が作図完成している。処女地の夢を追った形だ。しかし、〇〇〇〇図で、手をのばした〇〇〇〇図が露見、工事完了前のS47年〇〇〇〇に、青焼きジアゾ複写測量図を市道申請図として提出させ道路課保管とした。平成11年にキャビネット内にあるのをみており、本図の提出を求め境界立会状況を明確にしたい。〇〇〇〇〇〇は、幅員1mの余剰地をコンクリート製階段をつくり新都市計画法第40条第2項という、強行的手法で登記し藤沢市帰属とした。

イ 本件請求文書2に係る「土地境界査定願」について

ここは台風で出水し、陥没した地で通行できず、農地転用認可が未完だったこともあり、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇名で農道申請をS48年にしており、copyを所持する。後年、山本捷雄市長時代に「善行くらしまちづくり会議」で既存市道と開発造成地が未接続と問題提起してきた。S43年地主〇〇〇〇から許可を得て無認可建築し居座った〇〇〇〇の存在があり、ジープで巡回し建築指導の行政記録もあるはず。

社会通念上、道路管理課交付書記載「〇〇氏査定済藤土188号」は書類整理番号であると認識する。隠蔽口実と指弾し開示要求する。ことに狭あい担当官は記載者保護を金科玉条と唱っているが、税負担及び法の公平を求め、情報開示をもとめる納税者を愚弄する。法の精神は行政の執行体質の開示にある。地域税収に貢献する資格者の専権事項に沈黙する前に、善管注意義務は行政にあることを忘れてはなるまい。

ウ 本件請求文書3に係る「廃道敷払下げ願」及び「承諾書」について

開示は一部分であり、払い下げ全域を開示せよ。近隣地は囲繞地になり、不利益をかつこている。税と法の平等を求める。土地利用基本法第2条「公共の福祉の増進に寄与すべきもの」であり、疎外された近隣者は重ねて法の平等を求める。

エ 本件請求文書4に係る文書について

資格者連携プレーの図であり、あたかも公図上、幅員5m道路出現する様相である。筆界混乱の無法地帯は不作為行政の無策に尽きる。再地域再開発計画を開示せよ。

オ 本件請求文書5に係る「後退地等寄附・売買・使用貸借の協議申出書」及



当該文書に含まれる条例第6条第1号に該当する個人の氏名、住所及び印影並びに同条第2号に該当する法人の印影が記載された部分を除き公開としたものである。

- (2) 異議申立人は、申立て理由の中で、廃道敷払下げ願及び承諾書について「開示は一部分であり、払い下げ全域を開示せよ。」と述べているが、実施機関は、文書内に含まれる個人の住所、氏名及び印影並びに法人の印影を除き、全て公開を行っている。
- (3) また、異議申立人は申立て理由の中で、いくつかの文書を挙げて、存在するはずであり公開すべきと述べているが、実施機関は、当初請求書に記載された内容に加えて、請求者から聞き取りを行った内容も踏まえて文書特定を行っており、すでに公開を行った文書以外には文書が存在しないことから、異議申立人の主張には理由がなく、認容できるものではない。
- よって、実施機関による本件処分に違法ないし不当はなく、異議申立人の主張には理由がないことから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

## 5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関の主張に基づき審議した結果、次のように判断した。

### (1) 本件対象文書について

実施機関は、請求書の記載内容と合致する文書は不存在としたが、その上で、記載内容から請求の趣旨と想定できる文書を特定し行政文書公開一部承諾決定処分を行った。

### (2) 本件処分について

#### ア 条例第6条第1号及び第2号該当性について

(ア) 実施機関は、印鑑登録証明書に記載された登録番号等については個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであることから、土地所有者欄等に記載された個人の住所及び氏名については、登記簿に記録された情報であるが、土地所有者による直筆で記録されており、かかる筆跡が公開された場合、当該情報を知り得た者による偽造等、悪用によって当該個人の利益を害するおそれがあることから、また、個人の印影については個人に関する情報であって、公開した場合、偽造による被害など個人の権利利益を害するおそれがあり、それぞれ条例第6条第1号に該当するため、非公開とした。法人の印影については、公開された場合、偽造等悪用される可能性があり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること

から、条例第6条第2号に該当するため、非公開とした。

(イ) これに対して、異議申立人は、実施機関が本件対象文書のうち個人の住所、氏名、性別、印影及び印鑑登録番号並びに法人の印影について非公開としたことについて、条例により一律に公開しないことは、不開示情報が記録されている場合であっても公益上特に当該行政文書を開示する必要があると認めるときは開示決定を行うとする個人情報保護委員会における情報公開法に基づく処分に係る審査基準に反するものである、と主張している。

(ウ) 審査会において審査を行ったところ、当該非公開とされた情報については、特定の個人を識別できるものも含まれ、登記簿に記録された個人の情報も含まれてはいるが、公開された場合、当該情報を知り得た者による偽造等、悪用によって当該個人及び法人の権利等正当な利益を害するおそれを否定できず、また、条例第6条第1号エ及び同条第2号ただし書きに定める「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」にも該当しないことから、実施機関が、当該印影を非公開としたことは妥当である。

イ 本件請求文書の存否について

(ア) 異議申立人は本件対象文書について、実施機関が不存在としたいいくつかの文書については、存在するはずであり公開すべきと主張し、公開された文書については、開示は一部分であり、払い下げ全域を開示せよ、と主張している。

(イ) これに対し実施機関は、不存在とした文書については作成された事実がなく、また、異議申立人が開示は一部分だとしている文書については、文書内に含まれる個人の住所、氏名及び印影等並びに法人の印影を除き、全て公開している、と説明している。

(ウ) 審査会において確認を行ったところ、実施機関は請求書の記載内容と合致する文書は作成された事実がなく不存在としたが、その上で、当初請求書に記載された内容に加えて、請求者から聞き取りを行った内容も踏まえて請求の趣旨と想定できる文書を特定したとしており、異議申立人に対して公開した文書以外の文書が存在しないとする実施機関の主張に必ずしも不合理もしくは不自然な点はないものと認められる。

したがって、本件対象文書は公開した文書以外は存在しないとする実施機関の処分は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。



## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2016. 2. 2	行政文書公開請求受付
2. 12	行政文書公開一部承諾決定処分
4. 21	行政文書公開一部承諾決定処分に対する異議申立書受理
5. 9	実施機関から審査会へ諮問書の提出
6. 17	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
8. 9	実施機関から審査会へ対象文書の提出
10. 31	異議申立人及び実施機関への意見聴取 審議
12. 26	答申

第16期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2016年2月1日～2018年1月31日)

氏 名	役 職 名 等
◎ 安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法務研究科客員教授
○ 小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部准教授
河合 秀樹	弁護士

◎会長      ○職務代理者